

父母の離婚後の 子の養育に関するルールが 改正されました



父母が子どもを養育するに当たって遵守すべき責務が
明確化されました。



離婚後の父母双方を親権者と定めることができるよう
になりました。



養育費の支払確保に向けた見直しがされました。



安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがされ
ました。



養子縁組や財産分与などに関する規定の見直しが
されました。



令和 8 年施行予定

▶ 具体的な施行日は今後法務省ホームページ等でお知らせします。
改正の内容については法務省ホームページをご覧ください。

法務省

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

